

令和 4 年
第 8 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和4年第8回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年8月25日（木）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
 - (1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（報告）
- 6 閉会

令和4年第8回立川市農業委員会総会

令和4年8月25日(木)

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻より何分か早いんですけれども始めたいと思います。

今日は、曇っていて仕事日和のところ、本当に忙しいところ、皆さんお集まりいただきました。ありがとうございます。

ニュース等、新聞でも、コロナのほうは、もうなかなか減らない、また、高止まりしている状態でございます。そういった関係で、また来月は農地パトロール、そのほか研修会も予定されているんですね。本来でしたら全員で農地パトロールをするわけですけれども、これもやはり感染防止ということで、昨年と同様、車に乗車するのは何人かの方だけという形で、あとは皆さん、現地に来ていただくような方式でやっていく予定であります。また、そのほか研修会のほうは、またこちらの場所でウェブ方式でやる予定でありますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

また、そのほか、国分寺市農業委員会の方が来月 20 日に、こちらのほうに研修ということで来られることになりました。内容としましては、生産緑地の肥培管理についてということで、立川ではどのような形を取っているか話を聞きたいということで、ちょうどうちのほうも、国分寺市さんとも意見も交換できる機会、いろいろ意見交換もできるんじゃないかと思っております。

そういうことで、来月もいろいろ予定が入っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 4 年第 8 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は14番の清水茂男委員、15番の井上委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が2件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

係長 まず、報告の前に、お手元にお配りしました追加資料について御確認いただければと思います。

本日の議題第1号の、農地法第3条の規定による許可申請についての追加資料としまして、履歴事項証明書等をお配りしております。また、全員協議会のほうで諮っていただきます推薦関係の書類、企業的農業経営顕彰事業の推薦書等の書類、また、9月13日に行います研修会の書類、また、貸借に関しまして、報告を後ほどさせていただきますが、そちらの書類、4点を追加で配らせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

局長 それでは、初めに、報告事項(1)の報告事項を行わせていただきます。

失礼いたします。着座の上、御報告申し上げます。

7月28日(木)、農業委員会会長職務代理研究会がウェブにて開催をされまして、会長、職務代理、事務局が出席をさせていただきます。

8月1日(月)、農地法第5条に基づきます許可申請の関係で、調整区域の現地調査が行われまして、東京都農業会議、東京都農業振興事務所、事務局が参加しております。

8月4日(木)、翌5日(金)、農地専門職員研修会がJA東京南新宿ビル及びウェブで開催をされまして、事務局が参加させていただきます。

8月17日(水)、農地法第5条に基づきます許可申請の関係で、常設審議委員会がTKP新宿カンファレンスセンターで

開催をされまして、事務局が参加をしております。

8月18日（木）、生産緑地の貸借について東村山市農業委員会事務局へ視察に伺わせていただきまして、土地利用部会長、事務局が参加をいたしております。

委員会といたしましては、8月15日（月）に本総会に向けた現地調査、本日、25日（木）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催させていただきます。

続きまして、本日以降の予定でございます。

8月29日（月）、農地中間管理担当者会議及び農地貸借担当者会議がウェブにて開催をされまして、事務局が出席予定でございます。

8月30日（火）、主任職員協議会がウェブにて開催をされまして、事務局が出席予定でございます。

9月2日（金）、広報研修会がウェブにて開催をされまして、事務局が出席予定でございます。

9月13日（火）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催をされます。場所は立川市役所205会議室、こちらの会議室でございます。

9月20日（火）、国分寺市農業委員会が立川市役所に御来庁いただきまして、肥培管理基準について意見交換会を開催いたしまして、会長、職務代理、両部会長及び事務局が出席予定となっております。

また、例年9月には委員全員で農地パトロールを実施していましたが、新型コロナウイルス感染の状況から、昨年度同様、規模を縮小いたしまして、今年度の実施につきましては検討をさせていただいております。後ほどの全員協議会の中で、改めまして御説明を申し上げたいと思います。

委員会といたしましては、9月15日（木）、9月の総会に向けました現地調査、22日（木）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でござい

ます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第８号の規定によります届出３件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は砂川町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は６３７㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は上砂町２丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑と宅地。面積は５１０㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

３件目。農地の所在は一番町３丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１６５㎡。転用目的は住宅用地となっております。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思っております。

報告事項（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出２件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は一番町４丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２０６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は一番町１丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は４９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思っております。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件につきまして、何か御質問等ありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終

了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題に呈します。なお、申請人が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や現地調査に当たった委員の補足説明終了後、農地を譲り受けるに当たって、これらの経営方針について意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を御説明いたします。

議案第1号、譲渡人、譲受人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を8月15日、会長、鳴島委員、内野委員、島田委員、横幕委員、事務局で行いました。

申請農地は上砂町2丁目の3筆になります。略図を御覧ください。こちらの農地は第九小学校の西側にある農地で、学校法人みんなのひろばが農地の権利移転申請を行ったものです。教育活動の一環として、園児が農業体験を行うことを事業目的の1つとしているところでございます。年間の事業計画においては、根菜類、豆類、各夏野菜の栽培や、霜柱に触れるなど、農地を通じた体験、食育が計画されているようです。なお、営利を目的としない学校法人が、その事業目的として農地を取得する場合には、下限面積要件や全部効率利用要件（農地法第3条第2項及び農地法施行令第2条により、法第2条の2で規定する農地を適正かつ効率的な利用をしなければならないとするなど）の例外となります。

このたび提出された事業計画の概要及び評議会、理事会の議事録において、教育事業として農地を利用していくことが明記されており、この例外に該当するものと思われま

す。議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、調査を担当された委員さんから補足説明をお願い

いたします。

まず初めに、地区委員の鳴島委員、お願いします。

7 番 みんなのひろばは藤幼稚園さんですが、以前にも農地の貸借という形で依頼があつて、ほかの土地を借りたいと以前から言っていたんですけれども、実際、藤幼稚園さんの駐車場があるんですが、実は畑がその横にあるということで、まさに環境的には扱いやすい場所にあるのかなと思います。

また、藤幼稚園さんのほうも、園児に作物を作らせるという以外にも、自分たちで給食といいますか、それに対してかなりいろいろな野菜が必要であるということで、ぜひ畑を対応したいということで依頼があつた状態だと思います。

実際、ここはもともとは園長の関連の土地であつたみたいで、それをまた自分で管理したいということみたいです。

単純であります、以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、隣接地区の内野委員、お願いします。

8 番 ほとんど鳴島委員の説明のとおりなんですけれども、この方のところは、ほかでも畑でダイコンとかを作つて、よく園に干しダイコンとか、いろいろなものが干してあるので、特に問題はないと思います。

あと、2名ほど畑を管理する人がいるということなので、肥培管理とかもちゃんとしてくれると思いますので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、隣接委員の島田加美委員、お願いいたします。

16番 この方のところは、学校法人みんなのひろばということなんです。作業のほうは職員が2人いるということです。農機具等も、トラクター、耕運機、また、イモ類とダイコン、夏野菜ということで作付をするそうです。また、種まきから作物に関心、感謝するというので、園児のほうに収穫体験ですか。このようなことも行うそうです。また、取れたものに関しましては園の

給食等で使うそうです。

以上です。特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 昔、砂川学習館で子供たちの環境教育をやったことがあるんですけども、農作物を中心にすると、年間を通して様々なプログラムが組めるなど思ったことがありまして、今回、申請書の中に年間の教育目標が出ていますけれども、相手が幼稚園生ですので、どれくらいになるのか、ちょっと分かりませんが、大変期待のできるところだと思いました。

移動の際も交通事故を考慮してバスを使うということで、様々な点で考慮されていて、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

もう各委員さんから報告がありましたとおりでございます。この方は、ここで第3条で、農地のほうを許可申請ということでございます。この方は現在も、もう畑のほうも、たくさん幼稚園のほうで野菜のほうも既にもう使っているということで、あわせて、今度購入するところも園で使うということでございますので、こちらについては問題はないのかなと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。

清水委員、お願いします。

1 4 番 子供たちに収穫体験をさせるということで、例えば芋掘りをしたときに、畑ですので、水道とか手を洗うとか、そういった環境はあるんでしょうか。

議長 その畑の、この購入するところにはないんですけども、その隣接しているところに駐車場がありまして、そこには水道がありましたかね、たしか。その辺ちょっと確認しなかったんですけども。

水道については、すみません、事務局、どうでしたか。分か

らない。

係長 後ほど御本人が来られますので、そのときに。

議長 では、清水委員、直接その辺、本人が来たときに聞いていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

そのほか何かございますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思っております。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、どうもありがとうございました。本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には農地法第3条の許可申請について十分御理解していただいていると思っておりますが、申請農地につきまして、農業委員会総会において、その意思を改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、金子職務代理から質問をしたいと思っております。

2番 どうもお疲れさまです。ありがとうございます。

幾つか質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転につきましては、農業者同士であれば下限要件や全部効率利用要件などの要件がございます。このたびの件は、学校法人における所有権の移転とのことで、例外として、教育事業として農地を利用していくことが認められれば、先ほどの要件を満たす必要がないとされます。

そこで、確認させていただきます。

学校法人として、今後、農地をどのように教育事業として利用していくことを想定しておりますか。理念や事業計画、また、取得した際の耕作予定と、その耕作者についてのお答えをお願いします。よろしくお願いたします。

申請人 今日はお世話になります。

今のお話の内容ですけれども、理念の前に、その姿勢といえますか、私、立川市上砂町に生まれていますけれども、もともと農家の立場で仕事をして、私の父の代までは桑苗やサツマイモ、そして乳搾り等々、いろいろやっていた。途中から幼稚園が始まりましてということで、現在、幼稚園は52年目なんですけれども、その前の農業に比べれば、まだまだ全然もう、全然物足りないような少ない時間をやっています。

そういう姿勢がありますので、地域の子供たちの教育という面を考えると、すごく明確に言えば、これからはやっぱり教育と農業だということで、さらにそれを強くしまして、子供たちがいろんなものを、作物を作ったり、収穫したり。やはり砂川で取れたものを実際に調理して食べてみる、そういうことをすごく大切にしていきたいと考えています。

いろいろな点で、学校法人ということで、今回皆さんにお諮りいただいているんですけれども、実際、法人の中に農作業をする人間が、今、専門で2名おりまして、この2名も、もともとJA東京むさしとか、あっちにいて、経済部にいた方だったり、また、農大を出ている方で、非常に熱心にやっているところの今の内容で、実は、給食に、うちはサツマイモやジャガイモやダイコン中心なんですけれども、給食に使うのに正直言って足りなくて、少しでもそういうものが使えたらいいなということで、今回こういう話を受けまして、学校法人として農地として取得できたらありがたいという形で、申請をさせていただいたわけです。

2番 ありがとうございます。

もともと幼稚園のほうの作るものは、私も知っていますし、いろいろ、どうやって作っていいのかと聞かれたこともあるので、その点は大丈夫だと思いますし、いろんなところの方面で幼稚園をやっていますから、今後、取得されたら教育のために頑張っていっていただければいいと思います。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員さんで質問がある方は、お願いしたい
と思います。

では、清水委員、お願いします。

14番 子供たちに芋掘りとか、大変いい体験ができると思うんで
すけれども、芋を掘ったとか、その後の手が汚れたとか、手を
洗う設備は今回の中にはどこかにあるんでしょうか。

申請人 とても大切なことで、今、特に、コロナだけじゃなくて、
衛生面を非常に気にする子供さんも多かったり、土を触れない
子もいるんですよ。土を初めて触るということで、こんなんじ
ゃしようがないなと思いながら。

触った後には、今の段階ではバケツを持って行って、段階的
にきれいにしていくとかということになっているんですけれど
も、時々、二番組公会堂の水道をお借りしたりしてということ
も、自治会長さんにはお願いすることを考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

そのほか御質問ありますでしょうか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようなので、今後も農地は、購入したところも
肥培管理のほうを、また続けていただきたいと思いますので、
よろしくお願いしたいと思います。ぜひ従業員の方と協力して
成功させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお
願いしたいと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申
請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いしたい
と思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに
決めます。

続きまして、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨

の証明について、3件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を8月15日、申請者、会長、鳴島委員、粕谷委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は上砂町3丁目の1筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、第九小学校の西側に広がる農地で、ブルーベリーやショウガ、ネギ、サトイモなどのほか、試験栽培でニンジンを作られておりました。雑草なども少なく、肥培管理は良好で、境界も確認できました。ウドも栽培しておりましたが、今年の気象条件のためか、コガネムシが異常発生し、根が駄目になってしまったというお話をお伺いいたしました。

続いて、議案第2号の2、特例農地は上砂町4丁目の1筆及び5丁目の1筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、玉川上水と五日市街道に挟まれ、自宅裏に広がる農地で、カキやユズ、ブドウなどの果実栽培や、トマトなどの夏野菜を栽培しておりました。雑草はありましたが、耕うんはされており、境界も確認できました。栽培したものは自家消費だけとのことでしたので、庭先でもいいので販売を行っていただきたいと委員より指導がございました。略図2-2を御覧ください。略図2-2は、武蔵砂川駅や老人ホーム砂川園の北側に広がる農地で、カキやミカンを栽培しておりました。植えてからそれほどたっていないとのこと、収穫はまだ先とのことでした。境界は確認できました。雑草が多く見られたため、防草シートを使ってみてはどうかと委員より助言がございました。

続いて、議案第2号の3、特例農地は西砂町6丁目の2筆になります。略図3を御覧ください。略図3は、西部連絡所の西、

五日市街道の北側で、自宅の裏側に広がる農地です。カキやイチジク、ブルーベリーなどの果実、オクラ、ピーマン、キュウリ、エダマメなどの露地野菜のほか、一部ハウスを使った栽培もしておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。ただし、一部収穫体験なども行っているとのことですが、生産した野菜類の大半が自家消費や知人に譲るとのことなので、販売の割合を増やすことや、庭の桜が畑側に伸びていたため、剪定したほうがいと委員からの指導がございました。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を、1番と2番を鳴島委員、横幕委員、3番を粕谷委員、横幕委員の順でお願いします。

それでは、まず初めに鳴島委員、お願いします。

7番 1番の方なのですが、この方は、特に振興会等もしっかり参加し、かなり地元でも一生懸命やるという方であります。畑のほうは、特に性格が出ていて、大変きれいな肥培管理になっておりました。実際、最近、ブルーベリー等を取るのに大変な思いをしているところ、妹さんが手伝いに来たりして、大変よくやっけていらっしゃる方です。特に問題がないものと思います。

2番の方ですが、以前は多分、ウコッケイか何かの卵を売っていたりしていたんですが、今は畑のほうで果樹、あとは自家消費の野菜類を作っているということでした。実際、今後、自家消費というよりも販売のほうということで、会長のほうからもかなり指摘されていたと思います。

それから、先ほどあったように、2番の畑のほうですが、カキが確かに植えて、まだ本当にこれからという状況ですので、今後、草が積んであったりというところも片づけていただいて、見ていきたいと思っております。特に境界等も問題なかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、1番、2番を横幕委員、お願いします。

1 1番 2番の方ですが、以前、この方の畑を見せていただいたときに、露地のウドが大変立派に育っていたんですけども、今年はコガネムシの害にやられてしまったということで、9割方、もう廃棄したということでした。コガネムシは根を切ってしまうので、水が上がらないので、とにかく駄目だという現場を見せてもらいました。管理は大変きれいで、問題はないと思います。

2の方は、先ほども出ましたけれども、2-1のほうの畑では野菜も栽培しておられましたので、販売を勧められましたが、御当人は、売れるようなものがまだできないと大変謙遜しておられましたけれども、できれば販売して、そこからもっといい野菜が取れるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を粕谷委員、お願いします。

3番 この方は、お勤めをしている方で、農作業のほうは、ほぼ休みの日にやっているような形です。作物については、先ほど事務局から話があったので、そのとおりですが、非常にきれいに耕作されていて問題ないです。

一番下、南のほうになるんですが、ちょっと白い四角い部分が除外してあるんですが、これは、先代の方が酪農をやっていて、そのときに建てた牛ふんの乾燥機ということで、コンクリートの基盤がそのまま残ってしまっていて、それを現在、トラクターとか、いろいろなものの車庫、倉庫として利用しているので、それで取り除いてあります。問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1番 同じく問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御説明いたします。

議案第3号の1、土地の表示は西砂町1丁目の2筆となります。申請面積は合わせて3,822㎡、申出事由は死亡でございます。なお、31番地の北側、1,135.65㎡分は、6月総会の議案で適格者証明について上程されており、今後分筆されるということです。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第3号の2、土地の表示は上砂町2丁目の1筆となります。申請面積は165㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。1番を鈴木和昌委員、2番を内野委員の順でお願いします。

それでは、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 1番の方、亡くなられた方が亡くなる1年、2年前までは畑のほうで仕事をされておりました、サツマイモであったり、

ブドウを担当されておりました。また、ここは植木、苗、花苗の生産をやっておりまして、息子さん夫婦、お孫さん夫婦がこれからも作業を続けていかれると思います。

この買取り申請の場所ですが、南側が西武線の踏切でありますため、ほかの農地にかかる負担はないと思われま

す。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、自分は、この申請者とは一度も会ったことがなくて、今回初めて名前も知ったという状況なんですけれども、畑のほうは、8月6日に畑を見させていただいたときには、境界石はちゃんと確認できたんですけれども、畑一面に背の高い草が結構生えておまして、その夕方にお電話で除草をしてくださいとお願ひしました。おととい見に行ったら、もうきちんと除草されていて、きれいな状態になっていたの

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、先月、都知事案件で申請を行った、その他の(1)農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 今、会長にお話しいただいたように、先月の総会におきまして、調整区域農地における都知事の許可案件となっていたものにつきまして、その後、東京都とのやり取りを行いましたの

で、事務局から事後報告をいたします。

では、係長、お願いします。

係長 先日、所在地が西砂町4丁目75番の1で、市街化調整区域内にあります社会福祉法人すみれ会、武蔵立川学園におきまして、施設の拡充に伴いまして利用者の増加、職員数の増加ということで、駐車場が不足していた状況がございました。この増設につきまして、先月、東京都知事許可案件ということで、総会のほうで諮らせていただきまして、こちらのほうが、先日の総会に基づきまして意見書をまとめさせていただき、また、8月17日に、東京都農業会議での常設審議委員会におきましても、許可相当という形で答申をいただきまして、昨日、8月24日に東京都のほうへ書類を進達という形で提出をさせていただいております。9月の中旬に、その進達に対しての回答があるということで聞いておりまして、その予定で動いております。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告がありました件について、何か御質問があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 こちらの件には、私もウェブで常設審議委員会に参加しまして、当日、事務局が報告をさせていただいたわけがございます。その中で、このことの、1点質問があったのは、実際より縄伸びが大分あったということで、どうもあそこの調整区域のところは、かなり縄伸びがあるんだと、ちょっと聞いていたので、そういうことの質問があったので、あとは全然問題はなかったんですけども、そういう質問が1件ありましたので、常設審議委員会の中でも採決を取りまして、皆さんからも賛成をいただきましたので、問題はなかったと思います。

以上でございます。

そのほか何かありますか。

次長 特にございません。

議長　　ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

　　次回の農業委員会は9月22日木曜日、午後3時から、205会議室でございます。こちらの会議室ですね。日にちが若干、今度は22日になっていますから、間違えないようにお願いしたいと思います。

　　本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後3時49分　閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員